

大分県報

平成三十年
号外（四九）
四月一日

（日曜日）

目次

教育委員会規則

大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正……………一

教育委員会訓令甲

大分県立学校事務決裁規程の一部改正……………一

○教育委員会規則

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第四号

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

（大分県教育委員会行政組織規則の一部改正）

第一条 大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表の教育財務課の項中「企画・学校管理班」を「企画・予算班、学校運営支援班」に、「施設企画班、施設整備班」を「施設管理班」に改め、同表の義務教育課の項中「義務教育指導班」の下に、「幼児教育推進班」を加え、同表の特別支援教育課の項中「企画班」を「企画・整備班」に改める。

第十八条の表の主査の項の次に次のように加える。

| | | |
|---------|----------------|--------------------------|
| 社会教育主事補 | 必要な課及び室 又は班 | 上司の命を受け、社会教育に関する事務に従事する。 |
|---------|----------------|--------------------------|

（大分県立図書館管理規則の一部改正）

平成三十年四月一日

第二条 大分県立図書館管理規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第十八号を第十九号とし、第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 社会教育主事補

第六条中第二十項を第二十一項とし、第十五項から第十九項までを一号ずつ繰り下げ、第十四項の次に次の一項を加える。

15 社会教育主事補は、上司の命を受け、指導業務に従事する。

（大分県立青少年の家管理規則の一部改正）

第三条 大分県立青少年の家管理規則（平成二十一年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十六号を第十七号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 社会教育主事補

第四条中第十七項を第十八項とし、第十三項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、第十二項の次に次の一項を加える。

13 社会教育主事補は、上司の命を受け、社会教育に関する指導業務に従事する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第三号

大分県立学校事務決裁規程（平成十三年大分県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月一日

別表第二の三の項の第一号中「第三条第一項」を「第二条第二項」に、「指定を教育委員会に申請する」を「意見を教育委員会に述べる」に改め、同項の第二号中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改め、同項の第三号中「第五条第三項」を「第四条第三項」に改め、

大分県報号外（教育委規則・教育委訓令甲）

平成三十年四月一日

大分県報号外（教育委訓令甲）

二

同項の第四号中「第七条第三項」を「第六条第三項及び第四項」に、「推薦する」を「推薦し、及び委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出る」に改め、同項の第五号中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。